

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抜粋）  
（平成27年3月18日厚生労働省告示第70号）

この指針は、（略）第六期（平成二十七年度から平成二十九年度まで）の市町村介護保険事業計画（略）の策定のための基本的事項を定めるとともに、（略）地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念—基本的理念

4 日常生活を支援する体制の整備

単身又は夫婦のみの高齢者世帯、認知症である者の増加に対応し、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援を含む日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくために、市町村が中心となって、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活用等を通じ、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援・介護予防サービスを担う事業主体の支援、協働体制の充実・強化を図ることが重要である。

また、予防給付のうち訪問介護と通所介護については、平成三十年三月末までに、地域支援事業に段階的に移行することとしているが、これにより市町村を中心とした地域づくりをこれまで以上に推進し、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供を通じて、要支援者等の多様な生活支援や社会参加のニーズに応えていくことを目指すものであることから、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のガイドラインとして法第百十五条の四十五の二第一項の規定に基づき公表する厚生労働大臣が定める指針等（以下「ガイドライン」という。）や好事例の提供等を参考に、市町村においては、地域支援事業の活用はもちろんのこと、市町村が行う一般施策等も併せながら積極的に取り組むことが重要である。

第二 市町村保険事業計画の作成に関する事項

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項

（三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身又は夫婦のみの高齢者世帯等支援を必要とする高齢者の増加に伴い、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援等の生活支援の必要性が増加しており、地域の実情に応じて、多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供していくことが期待される。また、社会参加意欲の強い団塊の世代が高齢化していくことから高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待される。このため、生活支援・介護予防サービスの充実のために以下の取組を進めるコーディネート機能の充実や、協議体の設置を進めることを定めることが重要であるとともに、ガイドラインを参照しながら、今後充実を図るNPO、民間企業、協同組合、ボランティア等多様な主体による生活支援・介護予防サービスの内容について具体的に記載することが重要であ

る。

#### イ 高齢者等を支援の担い手になるよう養成し、活動の場を確保するなどの資源開発

#### ロ 活動主体等のネットワークの構築

#### ハ 支援を必要とする高齢者の地域のニーズと地域資源のマッチング

これらの取組に当たっては既存事業も活用しつつ、地域支援事業や市町村の一般財源等を適切に組み合わせて実施することが想定されるため、幅広い視点から取組を整理した上で記載することが重要である。

### 介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（抜粋）

（略）このため、総合事業の実施主体である市町村は、法第115条の4第2項第5号に規定する事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）を活用しながら、地域において、NPOやボランティア、地縁組織等の活動を支援し、これを総合事業と一体的かつ総合的に企画し、実施することが望ましい。

#### 第4 総合事業の円滑な実施のための生活支援体制整備事業の活用

生活支援体制整備事業を活用した生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備にあたっては、市町村が中心となって、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター等の多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していく必要がある。

その際、生活支援体制整備事業を活用した高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置することや各地域における生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画する、定期的な情報共有及び連携強化の場として協議体を設置すること等を通じて、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるよう取組を積極的に進める。

また、生活支援や介護予防の担い手となるボランティア等が要支援者等に対して適切な生活支援や介護予防を提供することができるよう、これらの者に対して、介護保険制度や高齢者の特徴、緊急対応等について、市町村が主体的に研修を行うことが望ましい。

さらに、地域ケア会議は、個別ケースについて、多職種、住民等の地域の関係者間で検討を重ねることにより、地域の共通課題を関係者で共有し、課題解決に向け、関係者間の調整、ネットワーク化、新たな資源開発、さらには施策化をボトムアップで図っていく仕組みであり、生活支援等サービスの充実を図っていく上で、生活支援コーディネーターや協議体と連携しながら、積極的に活用を図っていくことが望ましい。

# 老健局 重点事項説明資料

平成27年2月23日(月)  
全国厚生労働関係部局長会議

# 新しい地域支援事業の全体像

<現行>

介護保険制度

<見直し後>

【財源構成】  
 国 25%  
 都道府県 12.5%  
 市町村 12.5%  
 1号保険料 21%  
 2号保険料 29%  
 ※27年度以降は、1号保険料22%、2号保険料が28%に変更

**介護給付 (要介護1~5)**

**介護予防給付 (要支援1~2)**  
 訪問看護、福祉用具等  
 訪問介護、通所介護

**介護予防事業**  
 又は**介護予防・日常生活支援総合事業**  
 ○二次予防事業  
 ○一次予防事業  
 (介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。)

**包括的支援事業**  
 ○地域包括支援センターの運営  
 ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

**任意事業**  
 ○介護給付費適正化事業  
 ○家族介護支援事業  
 ○その他の事業

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

**介護給付 (要介護1~5)**

**介護予防給付 (要支援1~2)**

**新しい介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1~2、それ以外の者)**  
 ○介護予防・生活支援サービス事業  
 ・訪問型サービス  
 ・通所型サービス  
 ・生活支援サービス(配食等)  
 ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)  
 ○一般介護予防事業

**包括的支援事業**  
 ○地域包括支援センターの運営  
 (左記に加え、**地域ケア会議の充実**)  
 ○**在宅医療・介護連携の推進**  
 ○**認知症施策の推進**  
 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)  
 ○**生活支援サービスの体制整備**  
 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

**任意事業**  
 ○介護給付費適正化事業  
 ○家族介護支援事業  
 ○その他の事業

地域支援事業

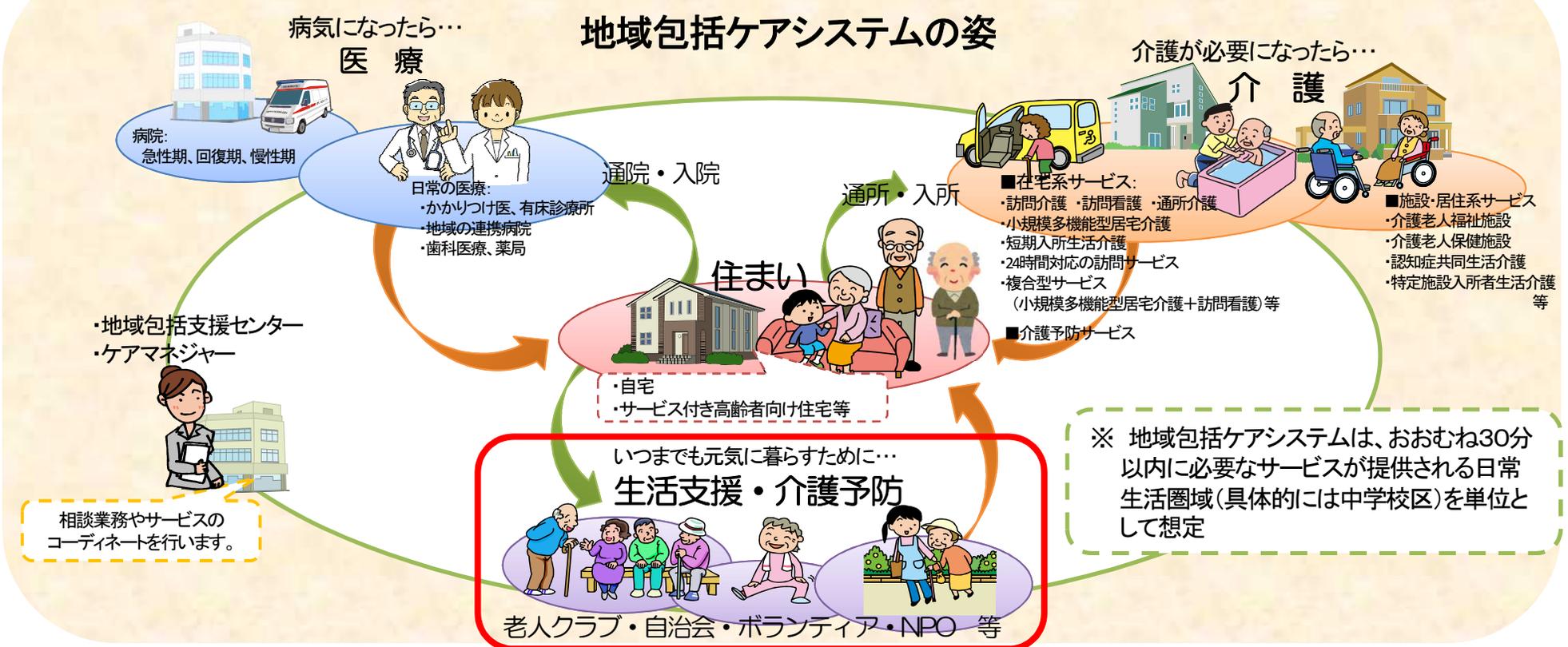


# 介護予防・日常生活支援総合事業の 基本的な考え方

厚生労働省老健局振興課

# 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



# 支え合いによる地域包括ケアシステムの構築について

○地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「介護」「医療」「予防」といった専門的サービスの前提として、「住まい」と「生活支援・福祉」といった分野が重要である。

○自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる(体系化・組織化する)役割が必要。

○とりわけ、都市部では、意識的に「互助」の強化を行わなければ、強い「互助」を期待できない。



**自助**：  
・ 介護保険・医療保険の自己負担部分  
・ 市場サービスの購入  
・ 自身や家族による対応

**互助**：  
・ 費用負担が制度的に保障されていないボランティアなどの支援、地域住民の取組み

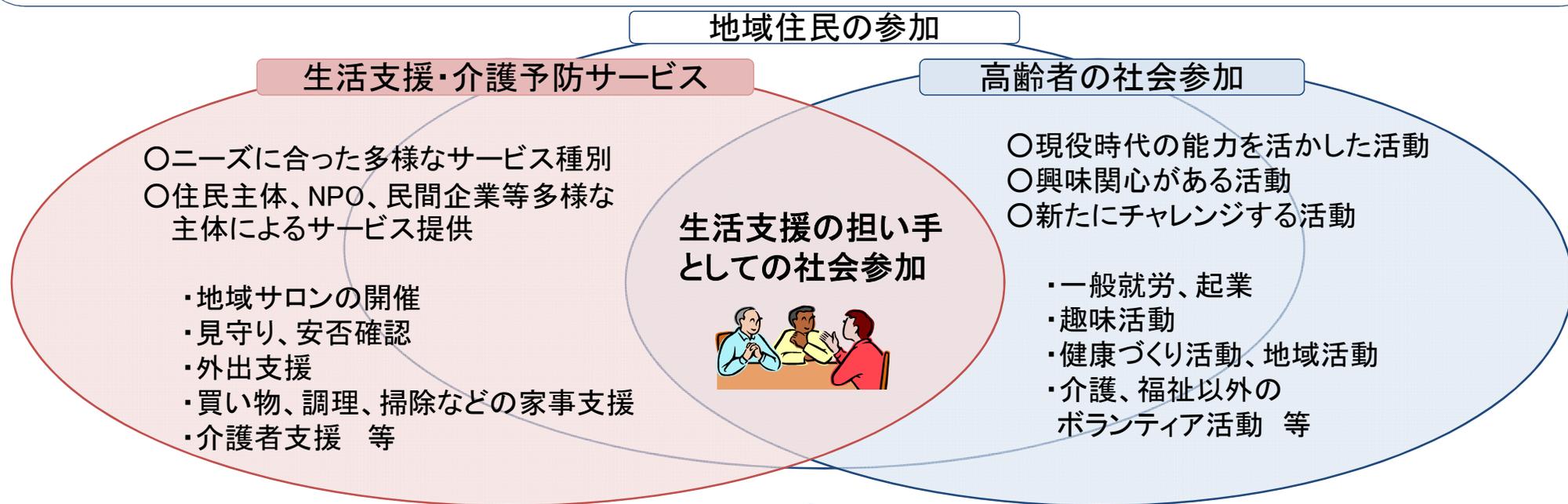
**共助**：  
・ 介護保険・医療保険制度による給付

**公助**：  
・ 介護保険・医療保険の公費（税金）部分  
・ 自治体等が提供するサービス

地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」(平成25年3月)より

# 生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



## バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

## バックアップ

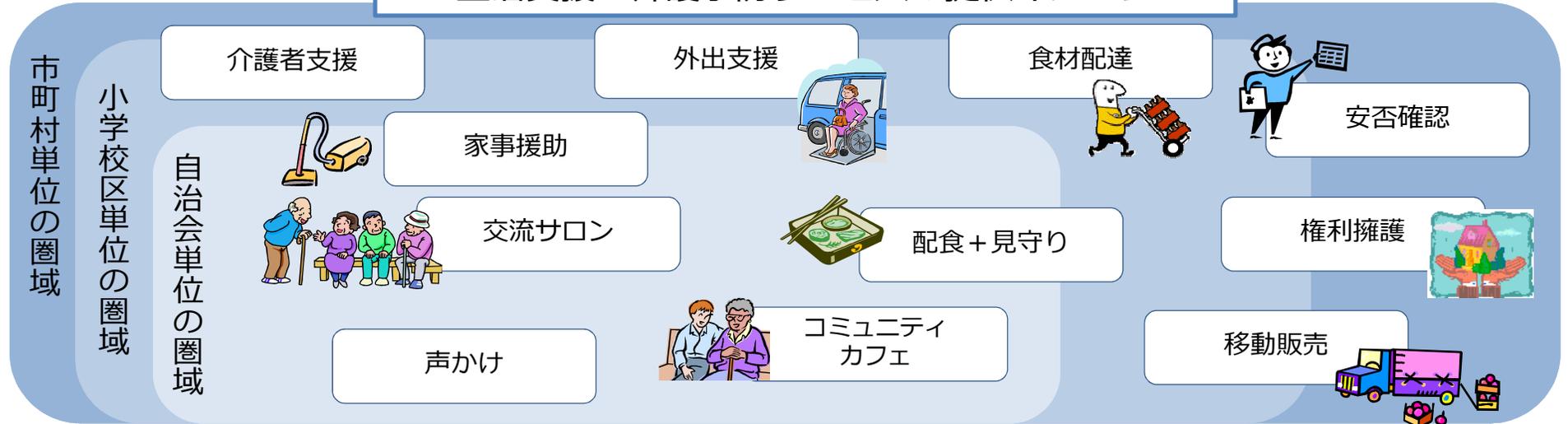
都道府県等による後方支援体制の充実

# 多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援

## 生活支援・介護予防サービスの提供イメージ



### 事業主体

民間企業

NPO

協同組合

社会福祉法人

ボランティア

等

## バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等）

➡ 民間とも協働して支援体制を構築

# 生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域に不足するサービスの創出</li><li>○ サービスの担い手の養成</li><li>○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係者間の情報共有</li><li>○ サービス提供主体間の連携の体制づくりなど</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングなど</li></ul>

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

※1 これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。

※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

# 総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。

